

宝塚市地域子育て支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法第6条の3第6項の規定及び「宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン（宝塚市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「行動計画」という。）に基づき、地域において子育て親子の交流、子育てに関する相談・援助等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての負担感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施主体は、宝塚市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができるものとする。

(実施内容)

第3条 事業を実施するもの（以下「事業者」という。）は、常設の地域子育て支援拠点（以下「ひろば」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象に、次に掲げる取組を基本事業として実施するものとする。

なお、ひろばは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを有することとする。

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施をすること。

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の実施をすること。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供を行うこと。

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象にして、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施すること。

2 事業者は、事業実施にあたって以下の設備を設置するものとする。

(1) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を備えること。

(2) 事業者は、市に対して「赤ちゃんの駅」の申請をし、フラッグ等を利用者にわかりやすいところに掲げること。

(実施形態)

第4条 ひろばの実施形態は次のとおりとする。

(1) 一般型

ア 実施場所

(イ) 児童館、子育て支援のための拠点施設、保育所、学校の余裕教室など、子育て親子が集う場として適した場所で実施すること。

(イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

イ 実施方法

(ア) 原則として、週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

(イ) 職員の配置は、保育士や児童厚生員等子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。なお、非常勤職員でも可とする。

ウ 地域支援

第3条第1号から4号に加えて、地域全体で、子どもの育ち及び親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げる取組について、積極的に実施するよう努めること。

(ア) 高齢者及び地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

(イ) 地域の団体と協働して伝統文化及び習慣、行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

(ウ) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

(2) センター型

ア 実施場所

子ども家庭支援センター及びわかき保育所並びに米谷保育所（以下「地域子育て支援センター」という。）とする。ただし、当該地域子育て支援センターが他の公共施設等を活用して、効果的及び継続的な事業が実施できる場所も可能とする。

イ センターの機能

(ア) 子ども家庭支援センターは、行動計画に基づき、第三層である全市域を対象とする施設として、総合情報の提供、子育て支援のための人材養成、子育て支援サービスの調整等、全市域の子育て支援策のマネジメントの役割を担うものとする。

(イ) 地域子育て支援センターは、行動計画に基づき、第二層である武庫川右岸及び左岸の拠点の施設として、保育所地域子育て支援事業の核として位置づけ、市立保育所及び私立保育所の子育て支援事業の調整、統括を行うものとする。

ウ 実施方法

(ア) 原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

(イ) 専任の保育士を2名以上配置すること。なお、非常勤職員でも可とする。

エ 地域支援活動の実施

第3条第1号から4号に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携を図り、以下に掲げる取組を必ず実施すること。

(ア) 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公民館、公園又はその他公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。

(イ) 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合は、当該家庭への訪問など、関係機関との連携、協力により支援を実施すること。

(届出)

第5条 市は、事業実施をするに当たって、社会福祉法第69条第1項の規定に基づき、兵庫県知事に届出を行うこと。なお、代表者等の変更があった場合も同様とする。

2 社会福祉法人等は、事業実施をするに当たって、社会福祉法第69条第1項の規定に基づき、市を経由して、兵庫県知事に届出を行うこと。なお、代表者等の変更があった場合も同様とする。

(留意事項)

第6条 事業の実施にあたって、事業者及び事業に従事する者（以下「従事者」という。）は以下の事項に留意するものとする。

(1) 従事者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

(2) 市(委託先等を含む。)は、従事者の資質、技能等の向上を図るため、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第18号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て支援研修、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めること。

また、従事者においても、宝塚市及び兵庫県、その他の機関が実施する各種研修会、セミナー等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

(3) 子育てサークルやボランティア等の協力を得るなど、効率的及び効果的な実施に努めること。

(4) 地域住民等に対して、広報紙、パンフレットの発行や表看板の設置等により、周知の徹底を図ること。

(5) 子ども家庭支援センター、地域子育て支援センターの調整のもと、「一般型」及び「センター型」は、互いに連携かつ協力し、情報の交換、共有を行うよう努めること。

(6) 子ども家庭支援センター、保育所、健康センター、子ども発達支援センター、児童委員(主任児童委員を含む)、幼稚園、医療機関、子育て支援団体等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

(費用)

第7条 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。その場合、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

(経費の補助)

第8条 市長は、事業を実施するために必要な経費を宝塚市補助金等の取扱に関する規則に基づき、社会福祉法人等に助成するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に市長が定める。

付則

この要綱は、平成22年(2010年)4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成29年(2017年)4月1日から適用する。